

利用者負担額（保育料）及び 副食費（おかず・おやつ等）について

1、保育料の決定方法

① 対象児童年齢

保育料は4月1日時点の年齢で算定し、年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。但し、認定区分に変更があった場合は、保育料の変更があります。

② 算定対象となる保護者等

保護者（父母）の市民税の合算額で算定します。但し、父母の税額が非課税の場合は、同居（同番地）の祖父母等の市民税により算定されます。

③ 市民税の課税状況

市民税の課税の有無と、市民税所得割の額を保育料の算定に用います。

所得割の額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金等特別控除などは適用せず、これらの税額控除前の額で算定します。保育料は9月に切り替えとなります。

【保育料の切り替え時期のイメージ図】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税に基づく					当年度の市民税に基づく						

※月の途中入園児童の保育料は、日割保育料となります。



2、保育料の軽減について

- ① 3歳から5歳児クラスの保育料は無料となります。
- ② 小学3年生以下の児童から数えて、2人目の保育料は半額、3人目以降については無料となります。
- ③ 18歳未満の児童から数えて3人目以降の子どもの保育料は無料（所得制限無し）となります。（1号認定の3人目以降の預かり保育料も無料となります）
- ④ 1号認定の方の保育料の軽減につきましては、教育標準保育料のみが対象となります。（預かり保育料は別途徴収となります。）
- ⑤ 年収360万円未満相当世帯のうち多子世帯及びひとり親世帯などの要保護者世帯については、生計を一にする子である場合には、上の子どもの年齢制限は無しとなります。

※「生計を一にする」とは？

必ずしも同居を必要としておらず、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活をともにしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合をいいます。

（例：親元を離れ、寮で暮らす高校生など）該当すると思われる場合は市へご連絡ください。

3、副食費（おかず・おやつ等）について 【3歳から5歳児クラス対象】

- ①副食費（おかず・おやつ等）は、保護者の負担になります。

※主食は、現行通り持参となります。

- ②副食費（おかず・おやつ等）については、月額4,000円の徴収となります。

※第3子以降の全ての方、年収360万円未満相当世帯の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

※市外施設利用の方は、施設で設定された額の実費徴収となります。



4、ひとり親世帯・障害者のいる世帯等の要保護者世帯の保育料

要保護者世帯は、保育料の減額の対象となる場合があります。

◆要保護者世帯

ひとり親と認定される世帯（所得制限有り）

世帯員が障害者手帳等を所持しており、写しを提出している 等

◆寡婦（夫）控除のみなし適用

法律上婚姻歴のない非婚のひとり親世帯（毎年度申請が必要です）

5、保育認定・教育認定の保育料

2・3に記載しているとおり、保育・教育認定の対象児童に、兄・姉等の上の子どもがいる場合の保育料は、次のとおり半額又は無料等になる場合があります。

◆要保護者世帯

市民税 所得割課税額	対象となる「上の子」	入園児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	0円～9,000円	無料	無料
77,101円以上	小学3年以下の児童	園児の場合 全額	半額	無料
	小学4年以上18歳未満の児童		全額	無料

◆上記以外の世帯

	市民税 所得割課税額	対象となる「上の子」	入園児童の保育料		
			第1子	第2子	第3子以降
保育 認定	57,700円未満	保護者と同一生計の子ども全て	園児の場合 全額	無料	無料
	57,700円以上	小学3年以下の児童	園児の場合 全額	半額	無料
		小学4年以上18歳未満の児童		全額	無料
教育 認定	77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	園児の場合 全額	無料	無料
	77,101円以上	小学3年以下の児童	園児の場合 全額	半額	無料
		小学4年以上18歳未満の児童		全額	無料

5、認定証について

認定証の記載内容が変更となる場合は、認定証および変更となることを証明する書類を添えて、すみやかに変更届を提出してください。

変更届は、市内保育園・子育て支援課にあります。

毎月20日が締切となり、申請の翌月から変更となります。



6、延長保育について

※早朝保育は、大釜屋・福島・長野・豊美・辰口・緑が丘保育園のみで実施。

区分	料金	対象となる方		
		保育認定		教育認定
		標準時間	短時間	
(早朝) 7時～7時30分	100円/回	○	○	○
(早朝) 7時30分～8時	100円/回	—	—	○
(夕方) 16時30分～17時	100円/回	—	○	○
(夕方) 17時～17時30分	100円/回	—	○	○
(夕方) 17時30分～18時	100円/回	—	○	○
(夕方) 18時～18時30分	100円/回	—	○	○
(夕方) 18時30分～19時	100円/回	○	○	○

利用者負担額（保育料）

令和2年4月1日現在

《保育認定2・3号 保育標準時間》

※18歳未満の児童から数えてで3人目以降の保育料は無料（所得制限無し）となります。
※（ ）はひとり親世帯等が対象となります。

階層区分		保育標準時間					
		3号				2号	
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯【～約260万円】						
3	市民税所得割課税額 48,600円未満【～約330万円】	17,000円 (8,000円)	0円	15,000円 (7,000円)	0円		
4	市民税所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満)【～約360万円】	24,000円 (9,000円)	0円	19,000円 (9,000円)	0円		
	市民税所得割課税額 97,000円未満【～約470万円】	24,000円	12,000円	19,000円	9,500円		
5	市民税所得割課税額 169,000円未満【～約640万円】	31,000円	15,500円	24,000円	12,000円		
6	市民税所得割課税額 301,000円未満【～約930万円】	33,000円	16,500円	26,000円	13,000円		
7	市民税所得割課税額 301,000円以上【約930万円～】	34,000円	17,000円	27,000円	13,500円		

《保育認定2・3号認定 保育短時間》

階層区分		保育短時間					
		3号				2号	
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯【～約260万円】						
3	市民税所得割課税額 48,600円未満【～約330万円】	16,000円 (7,500円)	0円	14,000円 (6,500円)	0円		
4	市民税所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満)【～約360万円】	23,000円 (9,000円)	0円	18,000円 (9,000円)	0円		
	市民税所得割課税額 97,000円未満【～約470万円】	23,000円	11,500円	18,000円	9,000円		
5	市民税所得割課税額 169,000円未満【～約640万円】	30,000円	15,000円	23,000円	11,500円		
6	市民税所得割課税額 301,000円未満【～約930万円】	32,000円	16,000円	25,000円	12,500円		
7	市民税所得割課税額 301,000円以上【約930万円～】	33,000円	16,500円	26,000円	13,000円		

《教育認定1号認定》

階層区分		1号認定・3歳以上児					
		教育標準利用		預かり保育を利用する場合			
		教育標準保育料		預かり保育料	教育標準 + 預かり保育料		階層区分
		8:30～12:30		12:30～16:00	8:30～16:00		
第1子	第2子	第1子	第2子				
1	生活保護世帯			0円	0円	0円	1 生活保護世帯
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税及び均等割課税世帯を含む) 【～約270万円】						2 市民税非課税世帯
3	市民税所得割課税額 77,100円以下【～約360万円】						3-① 市民税所得割課税額 48,600円未満 3-② 市民税所得割課税額 77,100円以下
4	市民税所得割課税額 211,200円以下【～約680万円】	0円	0円	2,000円	2,000円	2,000円	4-① 市民税所得割課税額 97,000円未満 4-② 市民税所得割課税額 169,000円未満 4-③ 市民税所得割課税額 211,200円以下
5	市民税所得割課税額 211,201円以上【約680万円～】						5-① 市民税所得割課税額 301,000円未満 5-② 市民税所得割課税額 301,000円以上